

# 健康管理規程



# 目次

第1章	総則
第2章	健康診断
第3章	予防接種

## 附則

1. この規則は、2014年1月1日から実施されます。
2. この規則を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて実施します。
3. 改定履歴
  - 2019年4月1日改定

# 第1章 総則

## 第1条 目的

1. この規程は、会社におけるクルーの健康管理に関する事項を定めたものです。

## 第2条 適用範囲

1. この規程は、会社に勤務する全てのクルーに適用されます。ただし、アルバイト等はその者に適用する別段の定めをした場合はその定め、または、個別の雇用契約を優先するものとします

## 第3条 規則遵守の義務

1. 会社およびクルーは、この規程を守り、お互いに協力して健康状態の維持向上と会社の発展に努めなければいけません。

# 第2章 健康診断

## 第4条 健康診断を受ける義務

1. クルーは会社の指定する期日にあわせて、健康診断を受けるものとします。

## 第5条 雇入時の健康診断

1. 新しく入社したクルーは、入社時に健康診断証を提出することとします。やむを得ず入社に間に合わない場合は、自己負担で健康診断を実施しなければなりません。
2. 前項によらず、クルーが採用前3ヶ月以内に健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合には、受診した項目について、採用時の健康診断を省略することができます。
3. 前項の健康診断における検診項目は、労働安全衛生法に準拠し下記の通りとします。
  - ① 既往歴および業務歴の調査
  - ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
  - ③ 身長、体重、視力および聴力の検査、腹囲の測定
  - ④ 胸部エックス線検査
  - ⑤ 血圧の測定
  - ⑥ 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
  - ⑦ 貧血検査(赤血球数、血色素量)
  - ⑧ 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
  - ⑨ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド)
  - ⑩ 血糖検査
  - ⑪ 心電図検査

## 第6条 定期健康診断

1. 雇入時の健康診断とは別に、クルーは年に1回、定期健康診断を受診します。

2. 労働安全衛生法に準拠し、下記の基本項目はクルー全員が受診するものとします。ただし、医師の判断により省略できる項目は省略する場合があります。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長(※)、体重、腹囲(※)、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査(※)及び喀痰検査(※)
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- ⑦ 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※)
- ⑧ 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)(※)
- ⑨ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド)(※)
- ⑩ 血糖検査(※)
- ⑪ 心電図検査(※)

(※)の項目は、医師の判断により省略することがあります。

3. 前項以外の項目はオプション項目とし、希望者のみが受診するものとします。

4. 健康診断の費用について、基本項目は会社負担、オプション項目は自己負担とします。

5. クルーは会社に対して健康診断結果を提出し、会社は結果を5年間保存・管理するものとします。

6. 健康診断に要する時間は本人都合による場合を除き、勤務時間内に受診するものとします。

## 第7条 再検査・精密検査

1. 健康診断時に要検査もしくは要精密検査という診断がされたクルーは、再検査を受けるものとします。

2. 再検査費用については、クルーが負担します。

3. 再検査は、勤務時間外に受診するものとします。

## 第3章 予防接種

### 第8条 予防接種

1. クルーは世間の情勢にあわせて予防接種を行い、感染症の予防に努めるものとします。

2. 健康診断を受診する期間で予防接種の実施が可能な場合は、健康診断と同じタイミングに実施を行うことが出来るものとします。

3. 予防接種の費用については、会社が必要と認めたものは会社負担とし、それ以外は、クルーの自己負担とします。